

習志野市農業委員会総会議事録

平成24年第3回習志野市農業委員会総会は平成24年3月22日（木）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 2名欠席

※16番は欠席

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平

2番 三代川 正夫

3番 中台 孝政

4番 木村 静子

5番 飯生 良

6番 斉藤 健次

7番 佐々木秀一

8番 海老原 健治

9番 田久保 武士

10番 伊藤 和彦

11番 相原 和幸

12番 吉野 吉雄

13番 塩田 幸太郎

14番 合間 正秋

15番 三橋 久吉

会長 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 13番 塩田 幸太郎 15番 三橋 久吉

1. 議案審議結果

上程件 承認件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前11時30分

1. 付議事項

- ・議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第12号 習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について
- ・議案第13号 習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について
- ・議案第14号 習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について
- ・議案第15号 習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について
- ・議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
- ・議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
- ・議案第18号 生産緑地のあっせんについて
- ・議案第19号 習志野市都市計画審議会委員の推薦について
- ・議案第20号 農地の下限面積の設定について
- ・議案第21号 農地の賃貸借標準金額の設定について

- ・報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より平成24年第3回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、 7番 佐々木 秀一委員、14番 合間 正秋より欠席報告があり、 本日の出席委員は、2名の欠席と 1名の欠員を含め15名の委員の出席をいただいています。 よって本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 13番 塩田 幸太郎委員、15番 三橋 久吉委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、 事務局より、議案説明を求めます。 事務局、議案第10号の議案説明をお願いします。
事務局	議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。下記 のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、県 への送付について審議を求める。 【農業委員会申請日】 平成24年 3月22日(木) 【譲受人】 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ●● ●● ●●歳 職業 ●● 【譲渡人】 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ●● ●●●● ●●歳 職業 ●●●● 【許可を受ける土地】 所在・地番 習志野市●●●丁目●●●●番 地目 畑 面積 783㎡

議 長	譲受人の●●●●さんは、にんじんや葉もの野菜などを栽培しており、他にも多くの農地を所有し耕作を行っております。 また、従事日数も●●さん年間１００日、お子さんの●●さんも年間３００日従事しております。 譲渡人の●●さんにつきましては、経営規模の縮小を考えており今回申請することでした。 以上、議案第１０号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。 斎藤 健次委員、調査報告ご苦労さまでした。 これより、質疑に入りますが、 ご意見・ご質問等がある方は、挙手願います。 事務局、補足説明等有りましたらお願いします。
事務局	はい。今、写真をお配りしますのでご覧ください。 実際に活用するのは６月過ぎになると思います。●●●●さんは今後、認定農業者の資格を取る意向です。資格取得後この農地法第３条を解約し、農業経営基盤強化促進法により農用地利用集積に切り替える予定です。
議 長	事務局ありがとうございます。 質問等も無いようでございますので、裁決に入ります。 議案第 １０号の 『農地法第 ３条の規定による許可申請』について、 許可することに賛成の方は、挙手願います。
各委員	(各委員による挙手)
議 長	全員の賛成を持ちまして、 議案第１０号は許可することに決しました。 よって本日付を持ちまして当市の農業委員会から許可書を発行することになりますので、事務局は手続きをお願いします。 続いて、議案第１１号 『農地法第５条の規定による許可申請』について 事務局より、議案説明を求めます。

事務局

議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。

下記のとおり農地法施行規則第４８条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

【農業委員会申請日】 平成24年 3月22日(木)

【申請目的】 転用を伴う所有権移転

【譲受人】

住所 習志野市●●●丁目●●番●●号

氏名 ●●●●●●(株)

職業 不動産業

【譲渡人】

住所 習志野市●●●丁目●●番●●号

氏名 ●● ●● ●●歳

職業 農業

住所 習志野市●●●丁目●● 番●●号

氏名 ●● ●● ●●歳

職業 ●●●

【許可を受ける土地】

地番 習志野市●●●丁目●●●番● (●●●●●)

習志野市●●●丁目●●●番● (●●)

【転用計画】 建売分譲住宅 (●棟)

【他法令】

開発行為 都市計画法第 32 条の規定に基づく協議書の確認済み

残土条例 小規模埋立事業許可申請予定

埋蔵文化財 協議済み

【備考】

農地の選定理由：住宅用地として周辺環境から最適な用地として判断し選定した。なお、隣接土地につきましても●●●●●●（株）は建売分譲を行っています。

周辺農地への被害防除等：隣接農地へ土砂及び雨水等が流失しないようコリートブロックを設置し、また日照・通風への影響がないようにコンクリートブロック塀の高さを５０センチ以下にします。

次ページ以降に案内図、公図、土地利用計画図、造成計画断面図がありますので確認して下さい。

立地基準の第3種農地というのは半径500m以内に公共公益的施設が2つ以上

議 長 吉野委員	あるということが基準になりますので●●●●●、●●●●●、●●●●●がありますので、第三種農地と判断いたしました。 事務局、ありがとうございました。 続いて調査報告を申請地と土地の譲渡人の地元である吉野 吉雄委員より、調査報告をお願いいたします。
議 長	それでは、議案第 1 1 号「農地法第 5 条の許可申請」について、調査報告をいたします。 調査は、平成 2 4 年 3 月 1 4 日に 1 2 名の委員と事務局 2 名、譲渡人の●●●●●さん、業者 3 人の立会いで行いました。 申請地は、●●●●●株式会社が、平成 2 1 年から建売分譲住宅の開発の許可を受けており、また平成 2 2 年 1 2 月にも同様に許可を受けております。今回の申請は、隣接しています●●●●●さん、●●●●●さんの 2 人の農地 1, 5 8 6 m²に●棟の建売分譲住宅を建てるものです。 ●●●●●株式会社によります、第 1 期の建売分譲住宅につきましては、既に完了しましたが、第 2 期については公園用地確保や東日本大震災による資材の調達が困難になったことにより理由書を提出しています。 申請地は、緩い傾斜地になっていることで盛土を行い造成を行うとのことでした。南側は農地に隣接していますが、地主からは了解を得ており、被害が及ばないよう十分注意を払っていくとのことでした。 以上で、議案第 1 1 号の調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。
議 長	吉野委員さん、調査報告ご苦労さまでした。 続きまして、議案第 11 号の審議に入りますがご意見・ご質問等のある方は、挙手願います。 事務局、補足説明がありましたらお願いします。
事務局 議 長	はい。それでは補足させていただきます。 残土の関係は土砂の採取元の証明書と地質の分析調査票が添付されています。土砂等の搬入により盛土を行う場合は、市の条例や県の許可（面積による）が必要になります。この時土砂の搬入元の証明や地質の分析調査票など、条件をクリアした土を●●●●●から 1, 5 0 0 m³搬入します。以上です。

事務局	事務局ありがとうございます。 他に、ご意見等がなければ、裁決に入ります。 議案第 11 号の『農地法第 5 条の規定による許可申請』について賛成の方は、挙手願います。 全員賛成 を持ちまして、議案第 11 号は許可相当と決しましたので、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 12 号から第 15 号までの、 『習志野市農用地利用集積計画』についてでございますが、議案説明は、4 議案を一括で説明をしていただきます。 なお、この議案第 12 号から 15 号の 4 議案は、 平成 20 年 4 月に習志野市農用地利用集積計画の申請を 当農業委員会総会で審議し、妥当であるとの回答を持って、 習志野市長に回答いたしました。 3 年前の申請の時には、現地調査を行いました、 今回の申請は、その時の使用貸借期間が 3 月末で切れることに伴い 再申請を行うもので、この案件につきましては、皆さんで行う 現地調査は省くことにしました。 事務局で写真を撮って来ましたので、議案説明をしている間に 皆様に写真を廻します、農地の様子をご確認ください。 それでは事務局、議案説明をお願いします。 議案第 12 号習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見をもとめる。 【譲受人】 氏名 ●● ●● ●●歳 職業 農業 認定農業者 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 【譲渡人】 氏名 ●● ●●● ●●歳 職業 農業 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 【利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について】 所在 習志野市●●●丁目● 地目 畑
-----	---

	面積 1034㎡ 所有者名 ●● ●● 【利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細】 利用集積による3年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うためのものです。譲受人は、前回の申請は(●)・●●●●氏でしたが今回は認定農業者である●●●●氏(●)になります。 ●●●●氏は、平成22年5月に認定農業者の資格を取得した。 【利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係】 契約内容 : 使用貸借権設定 期間 : 3年 【権利設定移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し使用収益権を有する農地の面積等】 (借受者) <table><tr><td>地目</td><td>畑</td></tr><tr><td>自作農地</td><td>1087㎡</td></tr><tr><td>借入農地</td><td>1034㎡</td></tr><tr><td>区画整理地</td><td>1087㎡</td></tr><tr><td>仮経営面積</td><td>2121㎡</td></tr><tr><td>実経営面積</td><td>1034㎡</td></tr></table> (貸付者) <table><tr><td>地目</td><td>畑</td></tr><tr><td>所有農地</td><td>9460㎡</td></tr><tr><td>貸付地</td><td>4656㎡</td></tr><tr><td>実経営地</td><td>4804㎡</td></tr></table> 【権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況】 <table><tr><th>世帯員</th><th>年齢</th><th>従事日数</th></tr><tr><td>●● ●● (●●●●)</td><td>●●</td><td>100日</td></tr><tr><td>●● ●● (●)</td><td>●●</td><td>150日</td></tr><tr><td>●● ●● (●)</td><td>●●</td><td>30日</td></tr><tr><td>●● ●● (●)</td><td>●●</td><td>230日</td></tr><tr><td>●● ●● (●)</td><td>●●</td><td>40日</td></tr></table> 【利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況】 (農機具及び施設) トラック2 : トラクター1 : 倉庫3 : 噴霧器1 : 作業所1 次ページに案内図、公図があります。 以上です。	地目	畑	自作農地	1087㎡	借入農地	1034㎡	区画整理地	1087㎡	仮経営面積	2121㎡	実経営面積	1034㎡	地目	畑	所有農地	9460㎡	貸付地	4656㎡	実経営地	4804㎡	世帯員	年齢	従事日数	●● ●● (●●●●)	●●	100日	●● ●● (●)	●●	150日	●● ●● (●)	●●	30日	●● ●● (●)	●●	230日	●● ●● (●)	●●	40日
地目	畑																																						
自作農地	1087㎡																																						
借入農地	1034㎡																																						
区画整理地	1087㎡																																						
仮経営面積	2121㎡																																						
実経営面積	1034㎡																																						
地目	畑																																						
所有農地	9460㎡																																						
貸付地	4656㎡																																						
実経営地	4804㎡																																						
世帯員	年齢	従事日数																																					
●● ●● (●●●●)	●●	100日																																					
●● ●● (●)	●●	150日																																					
●● ●● (●)	●●	30日																																					
●● ●● (●)	●●	230日																																					
●● ●● (●)	●●	40日																																					

議案第 13 号習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見をもとめる。

【譲受人】

氏名 ●● ●● 歳
職業 農業 認定農業者
住所 習志野市●●●丁目●●番●●号

【譲渡人】

氏名 ●● ●● 他 1 名 ●●歳
職業 農業
住所 習志野市●●●丁目●●番●●号

【利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について】

所在 習志野市●●●丁目●●●●番●
地目 畑
面積 1024m²
所有者名 ●● ●● ●● ●●

【利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細】

利用集積による 3 年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため。譲受人は、前回の申請は●・●●●●氏でしたが今回は認定農業者である●●●●氏（●）になります。

【利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係】

契約内容 : 使用貸借権設定 期間 : 3 年

【権利設定移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し使用収益権を有する農地の面積等】

（借受者）

地 目	畑
自作農地	1087m ²
借入農地	2058m ²
区画整理地	1087m ²
仮経営面積	3145m ²
実経営面積	2058m ²

（貸付者）

地 目	畑
所有農地	9853m ²

実経営地 4301m²

世帯員

● ● ● ● (● ● ●)

年齡

• •

従事日数

100日

●● ●● (●)

● ●

150目

●● ●● (●)

● ●

30日

●● ●● (●)

● ●

230日

● ● ● ● (●)

● ●

40目

(農機具及び施設)

トラック 2 : トラクター 1 : 倉庫 3 : 噴霧器 1 : 作業所 1

次ページに案内図、公図があります。

以上です。

議案第 14 号習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見をもとめる。

氏名 ●● ●● ●●歳

職業 農業 認定農業者

住所 習志野市●●●丁目●●-●●

氏名 ●● ●● ●●歳

職業 農業

住所 習志野市●●●丁目●●一●●

【利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について】

所在 習志野市●●●丁目●●●●番

地目 烟

面積 1173m²

所有者名 ●● ●●

所在 習志野市●●●丁目●●●●番

地目 烟

面積 1206m²

所有者名 ●● ●●

面積合計 2379m²

	【利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細】 利用集積による３年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため。譲受人は、前回の申請は●・●●●●氏でしたが今回は認定農業者である●●●●氏（●）になります。 【利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係】 契約内容： 使用貸借権設定 期間 ： ３年 【権利設定移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し使用収益権を有する農地の面積等】 （借受者） <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">地　目</td><td>畑</td></tr> <tr> <td>自作農地</td><td>１０８７㎡</td></tr> <tr> <td>借入農地</td><td>４４３７㎡</td></tr> <tr> <td>区画整理地</td><td>１０８７㎡</td></tr> <tr> <td>仮経営面積</td><td>５５２４㎡</td></tr> <tr> <td>実経営面積</td><td>４４３７㎡</td></tr> </table> （貸付者） <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">地　目</td><td>畑</td></tr> <tr> <td>所有農地</td><td>８５２０㎡</td></tr> <tr> <td>貸付地</td><td>３３８１㎡</td></tr> <tr> <td>実経営地</td><td>５１３９㎡</td></tr> </table> 【権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況】 <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>世帯員</u></th><th style="text-align: center;"><u>年齢</u></th><th style="text-align: center;"><u>従事日数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●● ●●（●●●●）</td><td>●●</td><td>１００日</td></tr> <tr> <td>●● ●●（●）</td><td>●●</td><td>１５０日</td></tr> <tr> <td>●● ●●（●）</td><td>●●</td><td>３０日</td></tr> <tr> <td>●● ●●（●）</td><td>●●</td><td>２３０日</td></tr> <tr> <td>●● ●●（●）</td><td>●●</td><td>４０日</td></tr> </tbody> </table> 【利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況】 （農機具及び施設） トラック２ ： トラクター１ ： 倉庫３ ： 噴霧器１ ： 作業所１ 以上です。 はい。木村委員どうぞ。 譲受人が耕作するという事ですよね。	地　目	畑	自作農地	１０８７㎡	借入農地	４４３７㎡	区画整理地	１０８７㎡	仮経営面積	５５２４㎡	実経営面積	４４３７㎡	地　目	畑	所有農地	８５２０㎡	貸付地	３３８１㎡	実経営地	５１３９㎡	<u>世帯員</u>	<u>年齢</u>	<u>従事日数</u>	●● ●●（●●●●）	●●	１００日	●● ●●（●）	●●	１５０日	●● ●●（●）	●●	３０日	●● ●●（●）	●●	２３０日	●● ●●（●）	●●	４０日
地　目	畑																																						
自作農地	１０８７㎡																																						
借入農地	４４３７㎡																																						
区画整理地	１０８７㎡																																						
仮経営面積	５５２４㎡																																						
実経営面積	４４３７㎡																																						
地　目	畑																																						
所有農地	８５２０㎡																																						
貸付地	３３８１㎡																																						
実経営地	５１３９㎡																																						
<u>世帯員</u>	<u>年齢</u>	<u>従事日数</u>																																					
●● ●●（●●●●）	●●	１００日																																					
●● ●●（●）	●●	１５０日																																					
●● ●●（●）	●●	３０日																																					
●● ●●（●）	●●	２３０日																																					
●● ●●（●）	●●	４０日																																					

議 長 事務局	自分の持っている土地と集積した両方を耕作できるのですか。 事務局お願いします。 はい。自分の所有している土地は区画整理地区で実際は耕作できない状況です。ですから、実経営面積は借りて耕作している部分のみになります。
議 長	これより、審議に入りますが、何かご質問等のある方は挙手願います。・・・・・・・・ ・・・・・・・・質問等ございませんか？ 質問等が無いようですので、採決に入ります。 まずは、議案第 1 2 号から 1 4 号までの 3 議案につきましては、土地の所有者はそれぞれ違いますが、借主が同一人でございますので一括で審議いたします。 議案第 1 2 号から 1 4 号の『習志野市農用地利用集積第 4 号（案）』について、妥当であると判断される方の同意を求めます。 賛成の方は挙手願います。・・・・・・・・
各委員	（各委員による挙手）
議 長	全員賛成 を持ちまして、 議案第 1 2 号から議案第 1 4 号は妥当であると、決しました。 よって市長に対し、当農業委員会の意見は妥当であると回答いたします。 続きまして、議案第 1 5 号について、事務局より議案説明を求めます。 議案第 1 5 号も先程と同じ、 『習志野市農用地利用集積計画』についてで、ございます。 それでは事務局お願いします。
事務局	議案第 1 5 号習志野市農用地利用集積計画第 4 号(案)についてご説明します。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見をもとめる。 【譲受人】 氏名 ●● ●● ●●歳

職業	農業	認定農業者
住所	習志野市●●●丁目●●番●●号	
【譲渡人】		
氏名	●● ●● ●●歳	
職業	農業	
住所	習志野市●●●丁目●●番●●号	
【利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について】		
所在	習志野市●●●丁目●●●●番●	
地目	畑	
面積	1970㎡	
【利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細】		
利用集積による3年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため		
【利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係】		
契約内容	使用貸借権設定	期間：3年
【権利設定移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し使用収益権を有する農地の面積等】		
(借受者)		
地目	畑	
自作農地	12888㎡	
借入農地	6871㎡ (議案第15号1970㎡を含む)	
区画整理地	8671㎡	
仮経営面積	19759㎡	
実経営面積 (畑)	9988㎡	
	(田) 1100㎡	
合計	11088㎡	
(貸付者)		
地目	畑	
所有農地	11733㎡	
貸付地	7253㎡	
実経営地	4480㎡	
【権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況】		
世帯員	年齢	従事日数
●● ●● (●●)	●●	280日
●● ●● (●)	●●	280日

議 長	●● ●● (●) ●● 9 0 日 【利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況】 (農機具及び施設) トラック 3 : トラクター 2 : 倉庫 2 : 作業所 2 以上です。 これより、審議に入りますが、何かご質問等のある方は 挙手願います。・・・・・・・・ ・・・・・・・・質問等ございませんか？ 質問等が無いようですので、採決に入ります。 議案第 1 5 の『習志野市農用地利用集積第 4 号 (案) について、妥当であると判断される方の同意を求めます。 賛成の方は挙手願います。・・・・・・・・
各委員 議 長	(各委員による挙手) 全員賛成 を持ちまして、議案第 1 5 号は 妥当であると、決しました。 よってこの案件も市長に対し、当農業委員会の意見は 妥当であると回答いたします。 次の議案に入る前に、皆様にお諮りいたします。 議案第 1 6 号ないし 1 7 号につきましては、 被相続人の死亡に伴い、相続税の納税猶予を受けるに当たり 適格者であるかの審議でございますが、 相続人は夫婦 2 人で、それぞれ地番が異なっていますので、 議案を 1 6 号と 1 7 号に分かれて 申請が出ていますが、一括で議案説明および採決を 行いたいと思います。 宜しいでしょうか？・・・・・・・・ 各委員 (各委員、異議なしの声) 議 長 ありがとうございます。 それでは事務局より、議案第 1 6 号ないし 1 7 号を行いますが

事務局	現地調査報告は、これより写真を廻しますので、議案説明を聞きながら写真で判断願います。 なお、現地調査につきましては、申請者のお二人を現地に呼んで実叅の飯生両委員と屋敷の中台委員・伊藤委員・海老原委員・事務局で行っていますので合わせてご報告いたします。 それでは、議案第１６号と議案１７号の説明をさせていただきます。 まず、議案第１６号相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について。 下記のとおり租税特別措置法７０条の６第１項の規定の適用を受けるための証明願の提出があったので、証明について審議を求める。 農業委員会受付日 平成２４年３月２２日 【被 相 続 人】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 職 業 農業 相続開始年月日 平成●●年●月●日 生前一括贈与有無 無 所有農地面積 １９，４４８㎡ 【相 続 人】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●「号 氏 名 ●● ●● 職 業 ●●● 生 年 月 日 昭和●●年●●月●● 日 被相続人との関係 ●●・ 同居 相続開始前農業従事の有無 有 年間従事日数 １００日 【特例適用農地等の明細】 1. 所 在 地 習志野市●●●丁目●●●●番 登記地目 畑 現況地目 畑 利用実面積 １２３９㎡ 台帳面積 １２３９㎡ 備 考 市街化調整区域内農地 （農振農用地） 2. 所 在 地 習志野市●●●丁目●●●●番 登記地目 畑 現況地目 畑
-----	--

	利用実面積	1, 3 4 8 m ²
	台帳面積	1, 3 4 8 m ²
	備 考	市街化調整区域内農地 (農振農用地)
3.	所 在 地	習志野市●●●●丁目●●●●番
	登記地目	畑
	現況地目	畑
	利用実面積	1, 2 2 9 m ²
	台帳面積	1, 2 2 9 m ²
	備 考	市街化調整区域内農地 (農振農用地)
4.	所 在 地	習志野市●●●●丁目●●●●番
	登記地目	畑
	現況地目	畑
	利用実面積	1, 3 3 2 m ²
	台帳面積	1, 3 3 2 m ²
	備 考	市街化調整区域内農地 (農振農用地)
	【合計面積】	5 1 4 8 m ²
	次のページ以降に案内図、公図があります。ご確認ください。	
	続きまして、議案第 1 7 号相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願についての説明をいたします。	
	下記のとおり租税特別措置法 7 0 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための証明願の提出があったので、証明について審議を求める。	
	農業委員会受付日	平成 2 4 年 3 月 2 2 日
	【被 相 続 人】	
	住 所	習志野市●●●●丁目●●番●●号
	氏 名	●● ●●
	職 業	農業
	相続開始年月日	平成●●年●月●日
	生前一括贈与有無	無
	所有農地面積	1 9, 4 4 8 m ²
	【相 続 人】	
	住 所	習志野市●●●●丁目●●番●●号
	氏 名	●● ●●
	職 業	農業
	生 年 月 日	昭和●●年●●月●●日
	被相続人との関係	●●・ 同居

議 長	相続開始前農業従事の有無	有
	年間従事日数	300日
	【特例適用農地等の明細】	
	1. 所在地	習志野市●●●丁目●●●●番
	登記地目	畑
	現況地目	畑
	利用実面積	1,345㎡
	台帳面積	1,345㎡
	備 考	市街化調整区域内農地 （農振農用地）
	2. 所在地	習志野市●●●丁目●●●●番
各委員	登記地目	畑
	現況地目	畑
	利用実面積	727㎡
	台帳面積	727㎡
	備 考	市街化調整区域内農地 （農振農用地）
	【合計面積】	2,072㎡
	案内図は、議案16号と同じですので、公図のみ添付してあります。	
	以上です。	
	事務局、ご苦労様でした。	
	それでは、議案第16号・17号の審議に入ります。	
議 長	ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。・・・・・・・・	
	意見等が無ければ、採決に入ります。	
	議案第16号および議案第17号の	
	『相続税納税猶予に関する適格者証明の証明願ひ』について	
	証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。	
	賛成の方は、挙手願います。	
	(各委員、異議なしの声)	
	全員賛成を持ちまして、	
	議案第16号ないし議案第17号は本日付けで証明書を	
	発行することといたします。	
	事務局は、事務処理をお願いします。	

事務局	続きまして、議案第 18 号 『生産緑地のあっせん』について、事務局より議案説明願います。 議案第 18 号生産緑地のあっせんについて、ご説明させていただきます。 所在地 習志野市●●●丁目●●●番●、●、●、● (●●●第●●●生産緑地地区) 申請者 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●、●● ●●、●● ●● 面積 560㎡(170坪) 買取希望額 ●●●●●●●円 ㎡単価 ●●●●●●●円 坪単価 約●●●●●●●円 用途地域 第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率100%) 当初の申出事由 平成24年第1回総会(1月)において、議案第2号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。 生産緑地法第10条の規定に基づき、平成24年2月3日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。 よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回(4月)の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。 以上です。 事務局ありがとうございます。 議案第18号の現地調査につきましても、本年1月の総会において『生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願』の申請時に
------------	--

事務局	皆様で現地確認をしていますので省略いたしました。 『生産緑地のあっせん』につきましては、地元を持ち帰り取得希望者がおりましたら、あっせんに務めてください。 また、来月の総会の時に結果を聞くことになりますので宜しくをお願いします。
議 長	続きまして、議案第１９号 『習志野市都市計画審議会委員の推薦』について事務局より、議案説明を求めます。 議案第１９号習志野市都市計画審議会委員の推薦についてご説明致します。 平成２４年２月１４日付け都計第１４７号により、習志野市長から農業委員会会長あてに、習志野市都市計画審議会の委員の任期が平成２４年３月３１日をもって満了するため、農業委員会より１名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。というものです。 選出人数 １名 委員の任期 平成２４年４月１日から平成２６年３月３１日まで 以上です。
海老原委員	都市計画審議会委員の選出につきまして、如何いたしましょうか。 去年の１０月７日から新委員になりましたが、まだ一年満たないことですし、可能でしたら、このまま継続して続けていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	只今、海老原委員より、現委員の三代川 正夫委員に継続していただけないかとの意見でございますが、皆様いかがでしょうか？ (各委員、異議なしの声)・・・・・・・・
各委員	三代川委員、皆様からの要望で継続して三代川委員にお願いしたいとの声でございます いかがでしょうか？ 了解いたしました。皆さん宜しくお願いいたします。
三代川委員	有難うございます。

事務局	三代川委員、お忙しいと思いますが引き続き農業委員会の代表として都市計画審議会で、思う存分、手腕を発揮してください。 続きまして、議案第２０号ないし議案第２１号について一括で議案説明を求めます。 事務局議案説明をお願いします。 議案第 ２０号農地の下限面積の設定についてご説明致します。 平成２１年１２月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、 また「農業委員会の適正な事務実施について」が平成２２年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、今年度の下限面積の設定について、以下のとおり提案いたします。次ページに資料が添付してありますのでご確認ください。 (下限面積) <table> <tr> <td>現行</td><td>３５アール</td></tr> <tr> <td>提案</td><td>３５アール</td></tr> </table> (提案理由) 農地法施行規則第２０条第１項第３号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の４割を下回らないように算定することとされている。 ２０１０農林業センサスより、習志野市内で４０ａ以上の農地を所有し、露地野菜等を耕作している農家数は６割を超えることが予測されるため、３５ａが妥当であると判断し、提案するものである。 続きまして議案第２１号農地の賃貸借標準金額の設定についてご説明します。 平成２１年１２月１５日施行の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第５２条の規定により、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を提供することとなっています。 賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意のうえ決定していただくことになります。 平成２３年の賃貸借標準金額を、農業委員会で定め情報提供を行うものです。	現行	３５アール	提案	３５アール
現行	３５アール				
提案	３５アール				

議 長	【１０ａあたりの賃貸借標準金額】 区 分 習志野市全域 ： 畑 金 額 １５，０００ 円 ※田については、面積過少につき従来から算出していません。 上限価格１８０００円 下限価格１２０００円 【設定理由】 習志野市におきましては、本来毎年見直しを行うべきですが、締結された賃貸借の事例がほとんど見受けられないため平成２１年の賃貸借標準金額と同額とします。
事務局	ありがとうございます。 議案第２０号・２１号の議案について、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 ・・・事務局からなにか補足説明はありますか。
議 長	はい、では少し補足させていただきます。土地の賃貸というのは必ずしもこの価格でなければならないというわけではなく、ある程度当事者で決めていただいても構いません。あくまでもこの数字は情報提供ということで捉えていただければと思います。 下限面積ですが、基になっているのは２０１０年の農業センサスです。全体の４０％を下回らず、また資産保有にならないこと。かといってハードルを高くしすぎますと新規参入が阻止されてしまうという事を考慮し提案させていただいた数字です。今回も特に変更が必要ないという事でしたら現行のままでいきたいと思います。以上です。
各委員	はい。事務局ありがとうございました。 それでは、議案第２０号『農地の下限面積の設定』および議案第２１号『農地の賃貸借標準金額の設定』についてを採決いたします。 議案第２０号ないし２１号の議案については、事務局の説明の通りとして決することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。

議 長

(各委員による挙手)

全員賛成を持ちまして
議案第20号ないし議案第21号は、原案のとおり
可決いたしました。よって事務局は、
この数値をもって関係する所に周知するよう手配してください。

つぎに、報告第5号および第6号の
「農地転用届出書の受理通知の交付について」ですが
皆様、すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが
何かご質問等がございましたら挙手願います。

他に何かございませんか。
無いようでしたら、これを持ちまして、
平成24年第3回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。